

監視専門調査会 今後の議論の進め方について

- 今回の意見取りまとめにより、昨年6月に専門調査会で合意した「当面の監視対象事項」に関する審議が節目を迎えることから、9月以降の監視テーマについて検討する必要がある。
- ※ 平成23年2月、男女共同参画会議において専門調査会を再編した際、監視専門調査会は「第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視等を行うとともに、取組強化を働きかける」ものとされ、当面の検討の進め方として「第3次男女共同参画基本計画の施策の実施状況を継続的に監視するとともに、女子差別撤廃委員会最終見解への対応のうち本年[23年]8月に国連に報告予定の項目について、フォローアップを行う」とされたところ。
- ※ 「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」を当面の監視対象とすることは、監視専門調査会第3回会合（23年6月）において了承。
- ※ 9月の会合では、女子差別撤廃委員会への追加的情報提供（民法改正関係）についてのフォローアップ（関係府省ヒアリング）、男女共同参画の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等の状況についての報告を予定。

次期審議テーマ（案）

- 1つのテーマを取り上げ、本年12月頃までの意見の取りまとめを目指すこととしてはどうか。以下3つのテーマ以外に、本専門調査会として優先的に取り上げるべきものがあるか。（現在の委員の任期が平成25年1月5日までとなっていることから、それまでに一定の結論を得られるようなテーマが適当か。）

【第1案】「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」

- ・ 基本計画では、主として第14分野に対応。「改めて強調している視点」の⑤にも関連。

（参考）第3回会合（23年6月）資料4「今後の議論の進め方について（案）」

「なお、東日本大震災の発生により、第14分野4の「防災における男女共同参画の推進」についても喫緊の課題となっているが、この課題については現在進行中の案件でもあることから、状況が落ち着いた段階で、監視専門調査会での進捗状況を踏まえつつ、監視を行うこととしたい」

【第2案】「男性、子どもにとっての男女共同参画」

- ・ 「改めて強調している視点」の②。主として第3分野・第11分野に対応。
- ・ 女性の活躍による経済活性化を推進する閣僚会議が取りまとめた「行動計画」では、3つの柱の第1番目に「男性の意識改革」を掲げているところ。

【第3案】「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」

- ・ 「改めて強調している視点」の③。主として、第7分野・第8分野に対応。
※ 第7分野・第8分野については、「雇用・セーフティネットの再構築」に関する審議でもカバーしているところ。

(参考)

第3次男女共同参画基本計画

第1部 基本的な方針

2 第3次基本計画において改めて強調している視点

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化
→ 基本問題・影響調査専門調査会（本年3月、男女共同参画会議へ報告）
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画**
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応**
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
→ 女性に対する暴力専門調査会において審議中
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進**

3 今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性ある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
→ 基本問題・影響調査専門調査会（本年3月、男女共同参画会議へ報告）
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
→ 監視専門調査会（今般の意見取りまとめ対象）
- ③ 雇用・セーフティネットの再構築
→ 監視専門調査会（今般の意見取りまとめ対象）
- (④ 推進体制の強化)
→ 監視専門調査会の発足など専門調査会の再編により一部対応済